

令和7・8年度 主観点項目と配点

項 目	要 件 及 び 点 数																																										
1 市が発注した 建設工事の工 事成績の状況	【対象工事】 平成31年1月1日から令和6年12月31日までの6年間に竣工し成績評定を行った本市発注の契約金額500万円以上の建設工事 【要件1】 工事成績総評点の平均点に応じて工種毎に加点する。 【点数】 <table><tr><td>・65点未満のとき</td><td>0点</td></tr><tr><td>・65点以上70点未満のとき</td><td>10点</td></tr><tr><td>・70点以上75点未満のとき</td><td>20点</td></tr><tr><td>・75点以上80点未満のとき</td><td>30点</td></tr><tr><td>・80点以上85点未満のとき</td><td>40点</td></tr><tr><td>・85点以上のとき</td><td>50点</td></tr></table> 【要件2】 工事成績総評点が75点以上の工事のうち2件目から加点する。 【点数】 ・(75点以上の工事件数－1)×10点 ○計算方法(例) <table><tr><th>No.</th><th>受注者</th><th>工 事 名</th><th>竣 工 日</th><th>契約金額</th><th>工事成績 総 評 点</th></tr><tr><td>1</td><td>A 建設(株)</td><td>県道〇〇〇〇線 道路改築工事</td><td>平成 31 年 3 月 27 日</td><td>14,299,950 円</td><td>75.50 点</td></tr><tr><td>2</td><td>A 建設(株)</td><td>〇〇地内(その1) 管渠築造工事</td><td>令和 2 年 6 月 27 日</td><td>7,819,350 円</td><td>78.20 点</td></tr><tr><td>3</td><td>A 建設(株)</td><td>〇〇〇〇産業団地 整地工事(21-1)</td><td>令和 3 年 10 月 9 日</td><td>18,971,400 円</td><td>72.00 点</td></tr><tr><td>4</td><td>A 建設(株)</td><td>〇〇川パラペット 設置工事(23-2)</td><td>令和 4 年 3 月 22 日</td><td>24,682,350 円</td><td>71.80 点</td></tr></table> 平均点 74.38 点 ○要件1 工事成績総評点の平均に応じて工事毎に加点する。 ・70点以上75点未満のとき 20点 工事成績総評点の平均点「74.38点」→ 20点の加点 ○要件2 工事成績総評点が75点以上の工事のうち2件目から加点する。 ・(75点以上の工事件数－1)×10点 75点以上の工事:2件(No.1「75.50 点」及びNo.2「78.20 点」) →(2－1)×10点 → 10点の加点 ○よって、A 建設(株)は30点(=20点+10点)加点される。	・65点未満のとき	0点	・65点以上70点未満のとき	10点	・70点以上75点未満のとき	20点	・75点以上80点未満のとき	30点	・80点以上85点未満のとき	40点	・85点以上のとき	50点	No.	受注者	工 事 名	竣 工 日	契約金額	工事成績 総 評 点	1	A 建設(株)	県道〇〇〇〇線 道路改築工事	平成 31 年 3 月 27 日	14,299,950 円	75.50 点	2	A 建設(株)	〇〇地内(その1) 管渠築造工事	令和 2 年 6 月 27 日	7,819,350 円	78.20 点	3	A 建設(株)	〇〇〇〇産業団地 整地工事(21-1)	令和 3 年 10 月 9 日	18,971,400 円	72.00 点	4	A 建設(株)	〇〇川パラペット 設置工事(23-2)	令和 4 年 3 月 22 日	24,682,350 円	71.80 点
・65点未満のとき	0点																																										
・65点以上70点未満のとき	10点																																										
・70点以上75点未満のとき	20点																																										
・75点以上80点未満のとき	30点																																										
・80点以上85点未満のとき	40点																																										
・85点以上のとき	50点																																										
No.	受注者	工 事 名	竣 工 日	契約金額	工事成績 総 評 点																																						
1	A 建設(株)	県道〇〇〇〇線 道路改築工事	平成 31 年 3 月 27 日	14,299,950 円	75.50 点																																						
2	A 建設(株)	〇〇地内(その1) 管渠築造工事	令和 2 年 6 月 27 日	7,819,350 円	78.20 点																																						
3	A 建設(株)	〇〇〇〇産業団地 整地工事(21-1)	令和 3 年 10 月 9 日	18,971,400 円	72.00 点																																						
4	A 建設(株)	〇〇川パラペット 設置工事(23-2)	令和 4 年 3 月 22 日	24,682,350 円	71.80 点																																						

項 目	要 件 及 び 点 数
2 指名停止の状況	【要件】 <u>令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に措置した指名停止、文書警告、口頭注意の状況により減点する。</u> 【点数】 ・指名停止(1回毎) 1か月以下の場合 ー15点 1か月超の場合、1か月増す毎に ー10点 ・文書警告 1回毎 ー5点 ・口頭注意 1回毎 (市内本社機能の不備によるもの) ー5点 (その他) ー2点
3 市内における主たる営業所の所在状況 (定時受付のみ該当)	【要件】 <u>前回の「定時受付」まで5期連続で「定時受付」に申請し、有資格業者名簿に記載され、今回の「定時受付」に申請しており、その間、登記簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点する。</u> <u>なお、5期連続で有資格業者名簿に記載されていても、「随時受付」に申請し、記載されていた場合は加点されない。</u> 有資格業者名簿とは、定時受付及び随時受付に係る審査結果に基づき、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有すると決定した者の名簿をいう。 定時受付とは、有資格業者名簿を作成するために2年に1回行う受付をいう。 随時受付とは、定時受付以外に随時に行う受付をいう。 【点数】 ・上記の条件を満たすとき 30点
4 市内居住の従業員数	【要件】 <u>直近の1月1日現在の市内居住の従業員数が10人以上のとき加点する。</u> <u>なお、登記簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点する。</u> 【点数】 市内居住の従業員数が、 ・10人のとき 10点 ・10人を超えると1人につき 1点 上限は30点とする

項 目	要 件 及 び 点 数
5 ISO等の 認証取得状況	【要件】 申請日現在、ISO9001、14001の認証取得者、又は登記簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者でエコアクション21の認証取得者について、その取得状況に応じて加点する。 【点数】 ・ISO9001の認証取得をしている 10点 ・ISO14001の認証取得をしている 10点 ・エコアクション21の認証取得をしている 10点
6 障害者の雇用 状況	【要件】 障害者雇用促進法の雇用状況の報告義務のある者(労働者数 40.0人〔特殊法人の場合は36.0人〕以上)は、障害者雇用率 2.5%〔特殊法人の場合は 2.8%〕以上、雇用状況の報告義務のない者(労働者数39.5人〔特殊法人の場合は 35.5人〕以下)は、障害者を 1 人以上雇用している者に加点する。なお、登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点する。 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点
7 子育て支援、 男女共同参画 推進の状況	【要件1 子育て支援、男女共同参画・表彰】 国、福岡県または北九州市の表彰の受賞を受けている者に加点する(国:均等・両立推進企業表彰、福岡県:男女共同参画表彰、北九州市:女性活躍・ワークライフバランス表彰等)。 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 【要件2 行動宣言登録】 福岡県「子育て応援宣言」に登録している者に加点する。 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 「女性大活躍推進宣言」(女性の大活躍推進福岡県会議)に登録している者に加点する。 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 【要件3 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・認定】 常用雇用者数100人以下の事業者で、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に加算する。 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している事業者に加算する(トライくるみん、くるみん、<u>プラチナくるみん認定</u>)。 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点

項 目	要 件 及 び 点 数
	【要件4 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・認定】 常用雇用者数100人以下の事業者で、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に加算する。 <u>女性活躍推進法に基づく認定を取得している事業者に加算する(えるぼし、プラチナえるぼし認定)。</u> 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 なお、要件1～要件4のいずれについても、登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加算する。 また、要件1～要件4のいずれに該当しても、10点のみを加算する。
8 防災協定締結状況	【要件】 本市と防災に関する協定を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点
9 消防団活動協力事業所認定状況	【要件】 北九州市消防団協力事業所に認定された事業者 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点
10 安全・安心なまちづくり推進状況 (協力雇用主の登録及び雇用・暴力団離脱者雇用)	【要件1 協力雇用主の登録及び雇用】 登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者で、以下のすべての条件を満たしている事業者に加算する。 ・協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録していること ・申請月の1日以前の1年間の間に、保護観察中の者又は更正緊急保護中の者(同一人)を3か月以上雇用した事業者 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 【要件2 暴力団離脱者の雇用】 登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者で、以下のすべての条件を満たしている事業者に加算する。 ・協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に登録していること ・申請月の1日以前の1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者(同一人)を3か月以上雇用した事業者 【点数】 ・上記の要件を満たすとき 10点 なお、要件1及び要件2のいずれに該当しても、10点のみを加算する。